

寒川町臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨時福祉給付金(消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、臨時福祉給付金の実施について(平成26年2月12日社援発0212第1号厚生労働省社会・援護局長通知)の通知に基づき支給する給付金をいう。以下同じ。)の支給について、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 臨時福祉給付金の支給の対象となる者は、別記第1項から6項までに掲げるとおりとする。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき1万円とする。

2 支給対象者のうち、別記第7項に掲げる者については、1人につき前項の額に、5千円を加算する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6か月を経過した日とする。

(申請及び支給の方法)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、[世帯用]臨時福祉給付金申請書(請求書)(第1号様式)又は[個人用]臨時福祉給付金申請書(請求書)(第2号様式)(以下「申請書」という。)により申請するものとする。

2 申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機

関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限る。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により提出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に持参して提出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口に持参して提出し、町長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者
- 2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出しなければならない。この場合において、町長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 町長は、代理人が第1項第1号に該当する場合にあっては、住民基本台帳により、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金

を支給するものとする。

- 2 別記第1項第4号に規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき同号アに規定する保護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(町長が、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。
- 3 別記第1項第5号に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。)に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。
- 4 別記第1項第6号に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同号に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(町長が、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知等)

第9条 町長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による町民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかつた場合、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定後、申請書の不備による振込不能等があり、町長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないこと、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に

対し、支給した臨時福祉給付金(次項において「不当利得」という。)の返還を求めるものとする。

2 町長は、不当利得が加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 12 条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、臨時福祉給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記(第2条、第4条及び第8条関係)

(支給対象者)

- 1 臨時福祉給付金は、次の第1号から第5号までのいずれかの要件に該当し、かつ、第6号の要件に該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。
 - (1) 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。次号において同じ。)を町長に行った者であって、転入をした年月日(住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。)が基準日の翌日以後である転入届(同項の規定による届出をいう。次号において同じ。)をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの
 - (3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を町長へ行った者を除く。)
 - (4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次号において同じ。)であり、かつ、基準日

以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成8年1月3日以降に生まれた者)をいう。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成6年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)であって、その入所等している施設等が町内に所在しているもの

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者(児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設を

いう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に町内に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であって、基準日において町内にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町長に申し出たもの

ア 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条の規定による保護命令(同条第 1 項第 1 号の規定による接近禁止命令又は同項第 2 号の規定による退去命令。その同伴者にあっては、同条第 3 項又は第 4 項の規定による接近禁止命令。)が出され

ていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が町内へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

(6) 平成 26 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条(同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年 3 月 31 日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)(平成 26 年 10 月 1 日から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に名称改正)による支援給付(以下この号において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年 3 月 31 日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成 20 年法律第 82 号)第 15 条第 2 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成 21 年厚生労働省令第 75 号)第 7 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。)の受給者

に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

(4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この号において「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていたとき及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止されたときを除く。)

3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

4 基準日において第1項第4号のアからカまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この項において「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下この項において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において町内にその住民票を移しておらず、第1項第5号アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町長に申し出たものについては、同項第6号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

6 基準日において、次のいずれかに該当する者については、第1項第6号の要件の

適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

- (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下この号において「障害者虐待防止法」という。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 高齢者(基準日において65歳以上の者(昭和24年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下この号において「高齢者虐待防止法」という。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(加算措置の対象者)

7 第4条第2項の臨時福祉給付金の加算対象者は、支給対象者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者(平成26年4月分又は同年5月分の年金の受給者に限る。)
- ア 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による老齢基礎年金(繰上げ支給によるものを含む。)、障害基礎年金又は遺族基礎年金
- イ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金
- ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 105 号)附則第 3 条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 108 号)附則第 3 条、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)第 48 条の 2 の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 105 号)附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金

- (2) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当の平成 26 年 1 月分の受給者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成 26 年 1 月分の受給者
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 7 条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成 26 年 1 月分の受給者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成 7 年政令第 26 号)第 18 条第 2 項第 2 号に規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成 26 年 1 月分の受給者
- (6) 毒ガス障害者救済対策事業の実施について(昭和 59 年 4 月 10 日付け衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知。以下この号において「局長通知」という。)による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第 27 項第 2 号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成 26 年 1 月分の受給者
- (7) ガス障害者に対する特別手当等支給要綱(昭和 44 年 12 月 10 日蔵計第 4347 号。以下この号において「要綱」という。)の規定による特別手当、健康管理

手当、保健手当及び家族介護手当(要綱第3条第3項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成26年1月分の受給者

- (8) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者
- (9) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号)の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者
- (10) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)の規定による副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者

様式第1号(第6条関係)

【世帯用】

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて臨時福祉給付金を申請・請求及び受給する場合にご利用いただぐものであります。

受付印

平成26年(月)日時点の住民票所在市区町村
(あて先) 寒川町長

1. 申請・受給者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。 ※ 裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。			
住 所(平成26年(月)日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要			

加算措置

(加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号	① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等	② 児童扶養手当	③ 特別児童扶養手当
有・無		④ 障害児福祉手当	⑤ 特別障害者手当	⑥ 経過的福祉手当
		⑦ 原爆被爆者諸手当	⑧ 毒ガス障害者対策手当	⑨ ガス障害者対策手当
		⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金	⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金	⑫ 副作用救済給付又は感染救済給付

※ 複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

2. 上記1. の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1. の申請・受給者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)~(7)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)。

※ 加算対象者は、「対象番号」欄に上記1. の(加算措置対象番号一覧)にある該当番号(複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上。)を記載してください。

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	加算措置 加算の有無	対象番号
1 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
2 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
3 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
4 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
5 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	

* 記名押印に代えて署名することができます。

3. 支給額(請求額)

A 支給対象者 人 × 1万円	+	B 加算措置対象者 人 × 5千円	= C 支給額(請求額) の合計 円
-----------------	---	-------------------	--------------------

※1.の申請・受給者と2.の支給対象者の合計

※Aのうちで加算措置対象者の合計

4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

 A 指定の金融機関口座(1. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 右詰めでお書きください	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	
		店番号		

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

 B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の町民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2. の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、町が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、町において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、期限までに、町が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分のみ支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) [加算対象番号①に該当する場合] 加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。

申請内容確認書類 写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面1の加算措置対象番号]の①の一部、⑨、⑫に該当する方)

【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)~(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れました方又は手続中の方)	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し

【⑨ガス障害者対策手当】

全ての受給者： 医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し

【⑫副作用救済給付又は感染救済給付】

全ての受給者： 振込通知書の写し

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

【個人用】

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、原則として、単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合にご利用いただぐものです。

平成26年1月1日時点の住民票所在市区町村	
(あて先) 寒川町長	

受付印

1. 申請・受給者

(フリガナ)		性別	生年月日	現住所	記入日 平成 年 月 日
氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
(印)				電話 ()	

* 記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

住 所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地)

※現住所と同じ場合は記載不要

加算措置

(加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号	① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等	② 児童扶養手当	③ 特別児童扶養手当
有・無		④ 障害児福祉手当	⑤ 特別障害者手当	⑥ 経過の福祉手当
		⑦ 原爆被爆者諸手当		
		⑧ 毒ガス障害者対策手当	⑨ ガス障害者対策手当	⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金
		⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金	⑫ 副作用救済給付又は感染救済給付	

※ 複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

2. 支給額(請求額) (該当する支給額(請求額)(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

支給額(請求額)	<input type="checkbox"/> A 10,000円	<input type="checkbox"/> B 15,000円	(A 10,000円 : 加算措置の対象とはならない方 B 15,000円 : 加算措置の対象となる方)
----------	------------------------------------	------------------------------------	---

3. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成26年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)があり、その住民票所在地が平成26年1月1日時点で本町内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成26年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成26年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が本町内にある場合(A)】

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住 所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地を記載)
		印	男・女 年 月 日	電話 ()

下記事項に同意します。

- 平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。
- 上記1. の申請・受給者に関する臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、町が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。

* 記名押印に代えて署名することができます。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)](非課税証明書を添付してください。)

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住 所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地を記載)
		男・女 年 月 日		電話 ()

4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

 A 指定の金融機関口座(1. 申請・受給者又は5. の代理人の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連 店番号	本・支店 本・支所 出張所 2当座	1普通	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

 B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

裏面用記入

5. 代理申請・受給を行う場合

* 記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

- 同一世帯：平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
 - 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
 - その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で町長が特に認める方

「誓約·同意事項」

- (1) 平成26年度分の町民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
 - (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、町が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めるに同意します。
 - (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - (4) この申請書は、町において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
 - (5) 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、期限までに、町が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、町は申請を取り下げられたものとみなします。
 - (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分の支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
 - (7) [加算対象番号①に該当する場合] 加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。

申請内容確認書類 写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)

※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて
代理人関係を確認できる書類)を添付してください。

※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算開陥確認書類(「表面1の加算措置対象番号」の①の一部(⑨、⑫に該当する方)

【① 老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付して下さい。65歳以上のの方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し
(2)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	(平成26年6月(一部の方 は5月)に送付予定。)
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れました方又は手続中の方)	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し

【⑨ガス障害者対策手当】

全ての受給者：医療手帳（又は医療券）及び手当支払通知書の写し

【⑫副作用救済給付又は感染救済給付】

全ての受給者：振込通知書の写し

- 扶養者の非課税証明書([表面2の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】]に記載の方)

振込先金融機関口座確認書類 写し、貼付

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名 口座番号 口座名義人(九ヶ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し